平成２４年（フ）第１５３号
三重県津市河芸町千里ヶ丘73番地６　Ｒ８―102
債務者　落合　結子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５９４号
神戸市垂水区桃山台７丁目４番地の44　メル・ヴェーユ桃山台401号、従前の住所神戸市垂水区名谷町字高曽2292番地の10　市住４―1202号
債務者　木戸智香子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５６号
兵庫県尼崎市七松町１丁目13番13号橋本マンション305号
債務者　竹林多加子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５１０号
兵庫県西宮市青葉台１丁目18番８号
債務者　草野　　純
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５２４号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目７番20号ヴィラージ塚口210号
債務者　明田　　進
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４３号
鳥取県倉吉市上余戸486番地１　市営住宅313号室
債務者　林　　明美
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第４４号
鳥取県倉吉市福守町541番地４
債務者　池田須磨子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第１７２号
広島県東広島市高屋町小谷16番地１
債務者　岡本　正道
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８０号
広島市南区宇品海岸２丁目９番15号
債務者　兼岡和寿・兼岡玉哲こと　金　　玉哲
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３１号
広島市中区住吉町17番17―303号
債務者　小畑　春水
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６１号
広島県山県郡安芸太田町大字坪野680番地
債務者　市川　　良
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０４号
広島市東区尾長東３丁目８番10―102号
債務者　崎井　洋子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０５号
広島市安佐北区あさひが丘５丁目９番13―204号
債務者　﨑井トシヱ
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６２９号
広島市中区宝町８番２―301号　第１宝間ビル、申立時の住所広島市南区皆実町５丁目20番９―805号
債務者　ローソン広島並木通り店こと　白木　明
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３０号
広島市中区宝町８番２―301号　第１宝間ビル、申立時の住所広島市南区皆実町５丁目20番９―805号
債務者　白木ときわ
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９１号
広島市安佐南区毘沙門台２丁目17番18号
債務者　清永　和義
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５号
高知市横浜613番地１　メゾネットミサオ５号室
債務者　水田雅吉子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
高知地方裁判所破産係